

特殊用材の需要・要望に対する対応手順に係る伐採計画（案）
（御杣始祭用材）

項目	内容
1 供給の必要性	<p>当該特殊用材の伐採は、伊勢神宮式年遷宮に係る正式な祭儀のひとつである御杣始祭に係るものであり、令和 4 年 6 月 27 日付け「御杣始祭用材選木について」（別紙 1）により神宮司庁祭儀部長から木曾森林管理署長あて依頼があったものである。</p> <p>本件は、平成 29 年度の管理委員会において国民的伝統行事として確認された行事であるとともに、上松町をはじめ木曾郡各町村ほか地元関係機関と連携して行われるものであり地元の期待も大きく、地域振興の面からも供給は必要と考える。</p>
2 伐採箇所の林種、面積、樹種、本数、伐採方法、更新方法等	<p>(1) 位 置 長野県木曾郡上松町 小川入国有林 80 い林小班 <u>（搬出支障木 2 本については 81 い林小班）</u></p> <p>(2) 林 種 天然生林</p> <p>(3) 面 積 小班面積 21.86ha のうち 0.15ha（支障木を含む） <u>（81 い林小班：小班面積 27.10ha のうち 0.01ha）</u></p> <p>(4) 樹 種 ヒノキ</p> <p>(5) 林 齢 207 年生（令和 5 年度時点） <u>（81 い林小班：187 年生）</u></p> <p>(6) 本 数 2 本</p> <p>(7) 胸高直径 ① 62cm ② 64 cm</p> <p>(8) 樹 高 ① 27m ② 27m</p> <p>(9) 材 積 ① 3.67 m³ ② 3.87 m³ 計 7.54 m³</p> <p>(10) 伐採方法 三ツ緒伐り</p> <p>(11) 支 障 木 伐倒支障木：ヒノキほか 17 本（20.19 m³） （内訳：「別紙 2-1」のとおり） 残存支障木：ヒノキほか 27 本（11.97 m³） （内訳：「別紙 2-2」のとおり） <u>搬出支障木：ヒノキほか 16 本（7.77 m³）</u> （内訳：「別紙 2-3」のとおり）</p> <p>(12) 更新方法 天然更新</p> <p>(13) 制限林等 <ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林及び保健保安林 ・鳥獣保護区（普通地区） ・「木曾悠久の森」コア a ・赤沢自然休養林 </p>
3 伐採等による木曾悠久の森（特にコア a、b）への影響	<p>当該箇所は「木曾悠久の森」コア a 内（木曾生物群集保護林の区域外）であるが、前回（平成 17 年度）の御杣始祭実施箇所に近接した箇所であり、支障木の発生を最小限とするよう配慮されている。また、近接する前回の実施箇所における、現在に至る更新状況を踏まれば、多様な樹種による天然更新が可能と考えられる。</p> <p>なお、伐採跡地については、天然更新等の状況についてモニタリングを行うこととする。</p>

4 資源の持続性	当該伐採は 20 年に一度の行事として行う伐採であることから、資源の持続性への影響は限定的と考える。
5 中部森林管理局の意見	<p>① 伊勢神宮式年遷宮は、1,300 年余りにわたり 20 年間隔で継承されてきた、国民的伝統行事として確認された行事であること。</p> <p>② 当該行事は、伊勢神宮の神職と地元の杣人によって奉仕される行事であり、上松町をはじめ木曾郡各町村など地元関係者から強い開催要望があること。</p> <p>③ 「国民的伝統行事又は歴史的文化的建造物の修復に係る特殊用材の需要・要望に対する対応手順」(平成 29 年度管理委員会決定事項)に基づき、現地踏査等による候補木の探索の結果「木曾悠久の森」エリア外及びバッファにおいて条件を満たす候補木を選定することができなかったこと。</p> <p>④ 「木曾悠久の森」への影響は、3 のとおりであること。</p> <p>以上を総合的に勘案し、当該箇所において特殊用材を供給することは必要と考える。</p>
6 地元市町村等の意見	上松町、伊勢神宮御神木祭木曾奉賛会、木曾官材市売協同組合に意見聴取したところ、別紙 3-1、別紙 3-2、別紙 3-3 のとおり特段の意見はなく、特に問題ないと考える。

木曾森林管理署

儀巻第二号
令和四年六月二十七日

神宮司方

祭儀部長 孫福弘 明

木曾森林管理署

署長 青木 正伸 殿

御杣始祭用材選木について（依頼）

神宮式年遷宮御造営用材の供給につきましては
常々格別の御配慮に与り感謝に堪えません
木曾山での次期遷宮関係の諸準備は
御杣山御治定以降に執り進めることが
本儀ではありますが 現地での準備をいただく
上で標記用材を神宮で古くから伝えられて

神 宮 司 廳

おります左記要件によりご選木願ひまして
滞りなく造営奉仕を完遂致したく
右ご依頼申し上げます

記

- 一、この用材は御杣山の南面に産し小川で
区画される等 清浄に保たれた場所の
立木であること
- 一、長五、四米、末口 四六纏（本数二本）の
採材が可能な節が少なく空洞が無いもの
であること
- 一、この二本の用材は伐り倒しの際 樽掛けに
倒しうる距離にあること

以上

接受
- 4.6.30
木曾森林管理署

(伐倒支障木内訳)

小川入 国有林

80㍑ 林小班

樹種	胸高直径 cm	樹高 m	単木材積 m ³	本数 本	材積 m ³	備考
ヒノキ	30	21	0.76	1	0.76	
ヒノキ	58	30	3.65	1	3.65	
樹種計				2	4.41	
サワラ	14	11	0.09	1	0.09	
サワラ	18	15	0.19	1	0.19	
サワラ	20	16	0.24	1	0.24	
サワラ	22	20	0.36	1	0.36	
サワラ	26	19	0.49	1	0.49	
サワラ	26	20	0.52	1	0.52	
サワラ	26	21	0.55	1	0.55	
サワラ	36	22	1.06	1	1.06	
サワラ	36	27	1.33	1	1.33	
樹種計				9	4.83	
アスナロ(ヒバ)	16	13	0.13	1	0.13	
アスナロ(ヒバ)	32	25	1.00	1	1.00	
樹種計				2	1.13	
N 計				13	10.37	
ミズナラ	28	20	0.55	1	0.55	
ミズナラ	92	35	8.70	1	8.70	
樹種計				2	9.25	
ホオノキ	20	16	0.23	1	0.23	
ホオノキ	22	20	0.34	1	0.34	
樹種計				2	0.57	
L 計				4	9.82	
総計				17	20.19	

(株敷等支障木内訳)

小川入 国有林

80㍑ 林小班

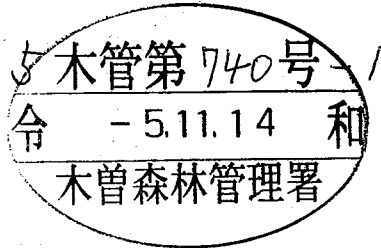
樹種	胸高直径 cm	樹高 m	単木材積 m ³	本数 本	材積 m ³	備考
ヒノキ	10	8	0.03	1	0.03	
ヒノキ	20	17	0.28	1	0.28	
樹種計				2	0.31	
サワラ	10	6	0.03	1	0.03	
サワラ	12	10	0.06	1	0.06	
サワラ	14	12	0.09	2	0.18	
サワラ	16	12	0.12	1	0.12	
サワラ	18	16	0.20	1	0.20	
サワラ	34	21	0.91	1	0.91	
サワラ	44	27	1.90	1	1.90	
樹種計				8	3.40	
アスナロ(ヒバ)	10	7	0.03	2	0.06	
アスナロ(ヒバ)	12	8	0.05	1	0.05	
アスナロ(ヒバ)	22	12	0.21	1	0.21	
アスナロ(ヒバ)	28	20	0.61	1	0.61	
アスナロ(ヒバ)	28	22	0.67	1	0.67	
アスナロ(ヒバ)	34	19	0.82	1	0.82	
アスナロ(ヒバ)	42	22	1.40	1	1.40	
アスナロ(ヒバ)	48	23	1.86	1	1.86	
樹種計				9	5.68	
N 計				19	9.39	
ナ ラ	20	14	0.20	1	0.20	
ナ ラ	26	19	0.45	1	0.45	
樹種計				2	0.65	
ホオノキ	12	9	0.05	1	0.05	
ホオノキ	16	13	0.12	1	0.12	
ホオノキ	24	17	0.34	1	0.34	
樹種計				3	0.51	
その他L	20	15	0.21	1	0.21	
その他L	28	18	0.48	1	0.48	
その他L	34	19	0.73	1	0.73	
樹種計				3	1.42	
L 計				8	2.58	
総計				27	11.97	

(搬出支障木内訳)

小川入 国有林

80い, 81い林小班

樹種	胸高直径 cm	樹高 m	単木材積 m ³	本数 本	材積 m ³	備考
ヒノキ	16	9	0.09	1	0.09	80い林小班
ヒノキ	46	18	1.41	1	1.41	
樹種計				2	1.50	
アスナロ(ヒバ)	12	6	0.03	1	0.03	
アスナロ(ヒバ)	12	7	0.04	1	0.04	
アスナロ(ヒバ)	14	6	0.04	1	0.04	
アスナロ(ヒバ)	26	16	0.41	1	0.41	
アスナロ(ヒバ)	26	17	0.44	1	0.44	
アスナロ(ヒバ)	28	21	0.64	1	0.64	
アスナロ(ヒバ)	30	14	0.47	1	0.47	
アスナロ(ヒバ)	34	10	0.40	1	0.40	
アスナロ(ヒバ)	34	19	0.82	1	0.82	
アスナロ(ヒバ)	48	22	1.77	1	1.77	
樹種計				10	5.06	
N計				12	6.56	
その他L	18	18	0.21	1	0.21	
その他L	22	12	0.19	1	0.19	
樹種計				2	0.40	
L計				2	0.40	
80い林小班計				14	6.96	
ヒノキ	26	9	0.23	1	0.23	81い林小班
ヒノキ	36	12	0.58	1	0.58	
樹種計				2	0.81	
N計				2	0.81	
81い林小班計				2	0.81	
合計				16	7.77	



5 上産第 382 号

令和 5 年 11 月 14 日

木曾森林管理署長 郷原 辰実 殿

上松町長 大屋



伊勢神宮式年遷宮御杣始祭用材選木について

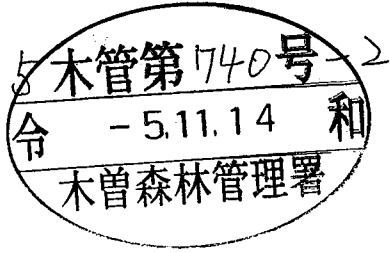
平素町行政に対しご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 11 月 8 日付け 5 木管第 740 号で問い合わせがありました標記の件につきまして上松町は異議ない事を申し上げます。

伊勢神宮遷宮行事については 1250 年以上続く日本の古来よりの伝統文化であり、今後も日本人が後世に残すべき技術の伝承を含めた継承すべき文化であります。20 年に一度の周期で行われる行事であるがため、日々時代の環境が変化をするなかであっても引き継がれてきたこの行事において、今回もこの木曾上松の国有林より御用材が選抜されることは大変名誉なことであり、上松町を含む観光客減少で苦慮している木曾郡内各町村の観光的なイメージアップや日本の木材産業の歴史を語る上では欠かすことが出来ない行事であると考えます。

少子高齢化が進む中、多くの皆さんに改めて上松町を知っていただき、多くのお客様に来ていただくため、また後世のため山を守り育てていく地域住民のために、是非伊勢神宮式年遷宮御杣始祭用材を選木して頂きますようお願いいたします。





令和5年11月14日

木曽森林管理署長 様

伊勢神宮御神木祭木曽奉賛会

会 長 山 田



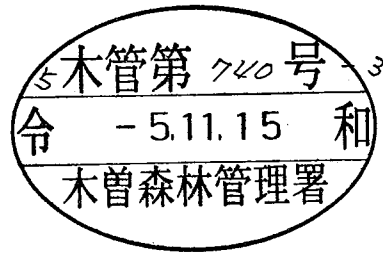
神宮式年遷宮御杣始祭御用材選木について（回答）

日頃より伊勢神宮御神木祭木曽奉賛会事業につきまして、ご理解ご協力を賜
わり厚く御礼申し上げます。

さて、5木管第740号令和5年11月8日付で問い合わせのありました、特
殊用材の需要・要望に対する伐採計画（案）について、伊勢神宮御神木祭木曽奉
賛会は異議の無いことを申し上げます。

当町において御杣始祭を斎行していただくことは木曽郡のみならず長野県が
全国に誇ることのできるお祭りでありますので、御杣始祭御用材の選木につき
まして特段のご配慮を賜われますようお願い申し上げます。また、この御神木
をお預かりし奉賛する御神木祭の実施に向けて準備を進めておりますので、併
せてご協力をお願い申し上げます。





令和 5 年 11 月 15 日

木曾森林管理署長
郷原 辰実 殿

木曾官材市売協同組合
理事長 勝野 智明



神宮式年遷宮御杣始祭用材選木について

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は弊組合運営にあたり、ひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の「御杣始祭用材選木」の特殊用材需要・要望に対する伐採計画(案)につきましても、大変意義のあることと思います。

伊勢神宮は全国民のよりどころで、外国人も含め年間 1000 万人以上の来場者があのように聴いているところです。

第 62 回神宮式年遷宮の年には、1,400 万人もの来場者とのことで、この来場者数が示すように「正に真のよりどころ」と改めて感じるところです。

さらには、1,250 年以上続くこの祭事は、気の遠くなるような歳月です。この歴史を途絶えることなく継承することは、日本国民の永遠の義務だと思います。
「国民の財産」が「意義ある利用」に繋がることに賛成します。

又、弊組合は木曾谷の森林資源を豊かな社会実現のため持続可能で無駄のない、意義のある活用を推進するため、公正・公明な立場を堅持し、国民の財産である国有林材と固有財産の民有林材の有利販売に携わる身としては、神宮用材として「木曾松の里・上松」から納材されることは大変ありがたく、又、誇りに思います。

